

# 行政が市民に配付したチラシから、**地域ねこってな～に？**

...のおさらい。

これまで「飼い主のいない猫」については、  
ふん尿やいたずらなどの被害があっても、対策が  
ありませんでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともでき  
ますが、相手が「飼い主のいない猫」では不満の  
持って行き場がなく、結局被害を受けている方は  
猫を増むようになってしまい、餌を与えている人  
との感情的な問題や、猫を傷つける事件などが起  
きることにもなります。

もともと「飼い主のいない猫」は飼い猫が捨て  
られ、ふえたりしたものです。

なにより猫の飼い主の方が、責任ある飼い方を  
することが大切です。そうすれば不幸な猫は、こ  
れ以上ふえないはずです。

そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をど  
うするかを考えていかなければなりません。

その方法として、猫を排除するのでは  
なく、これを地域の問題としてとらえ

- ① 猫も命あるものだという考え方で、
- ② その地域にお住まいの皆さんの  
台意のもとに、
- ③ 地域で猫を適正に管理しながら  
共生していく、

という活動が広がっています。

具体的には、不妊去勢手術を行って  
これ以上ふえないようにしたうえで、  
適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除  
をして管理していくというものです。

屋外の猫の寿命は4年程度といわれ  
ていますから、このような管理がうまく  
続けば、「飼い主のいない猫」の数は減  
少していくものと考えられます。

6～7年前から使われたチラシのコピーです。

20箇所を超える地域ねこエリアで配られ、飼い主のいない猫対策が浸透しました。

## チラシの奥にある意味は…

飼い主も持ち主もいない野良ねこに、法令を行う立場  
の行政はなすすべがなかったのです。

ねこには持ち主がいなくても、人と関わりを持つ愛護  
動物と決められていますので、保健所で引取ることも、  
もちろん殺すこともできません。

一般の人の中には、餌をやる人をねこの飼い主とみな  
してしまうことが多いです。しかし、餌をやる人がねこ  
の所有者の権利を持ちたい、と思うことはほとんどあり  
ません。そのため長い間、餌をやるからねこが棲みつく  
という人と、餌をやり続ける人の対立になりました。

行政には、野良ねこの所有者権利を他の誰かに与える  
権限がありませんので、餌をやり続ける人を飼い主と決  
める訳にもいかないのです。

近年の野良ねこは、ペットブーム社会の落とし子とも  
いわれます。野良ねこ問題のその前に、ペットのねこの  
飼い主さんへの飼い方指導が大切になりました。

エリアが限られる地域ねこ対策では、正しいペットの  
飼い方指導が行われ易くなります。法令順守の指導は行  
政の得意分野です。

犬とねこの繁殖制限や終生飼養のほか、捨てねこ違反  
などの意味を知らない飼い主さんも多いのです。

法令には愛護動物の所有者や占有者の規定に「保管」  
も組み込まれました。野良ねこ迷惑を思う人がねこを捕  
まえようと思うとき、一時的にでも「保管」しますから、  
捕まえた人にもねこの適正な終生飼養の責務が課せられ  
るという理屈も通りますし、持ち主というならばやはり

同じように、終生飼養しなくてははいけません。

行政はそのようにして捕まえたねこを、「飼い主から  
の申請」と偽った致死処分の引取りも受け付けられません。  
どこかに運び去ると捨ねこ違反になってしまいます。も  
ちろん、殺すと犯罪です。

なすすべのなかった野良ねこ対策のきっかけは、迷惑  
被害地域全体の環境改善という発想でした。餌出しを禁  
止してもなくならないという現実も経験していました。餌  
の出され方を工夫してみようと考えた時、何もできない  
よりは何かを行っていこうという意見になります。

平成11年の読売新聞には「街が飼い主・地域猫」の見  
出しがあります。地域のねこの飼い主責任は曖昧ですが、  
野良ねこに目を向ける人は必ずいます。地域ぐるみで対  
策に歩み出す時、目の前の障害のひとつひとつが解決し  
ていきました。「地域ねこ、100箇所あれば100通り」  
でした。

地域ねこ対策の浸透したところでは、野良ねこ迷惑苦  
情も引き取り申請される仔ねこの数も、目に見えてなく  
なっていました。

## 地域ねこのポイントと欠点。

地域ねこのポイントは、「歴史的にも餌出しはなくな  
らない。」です。餌出し問題の肯定や否定にこだわっても、  
野良ねこ対策に直結するとは限りません。

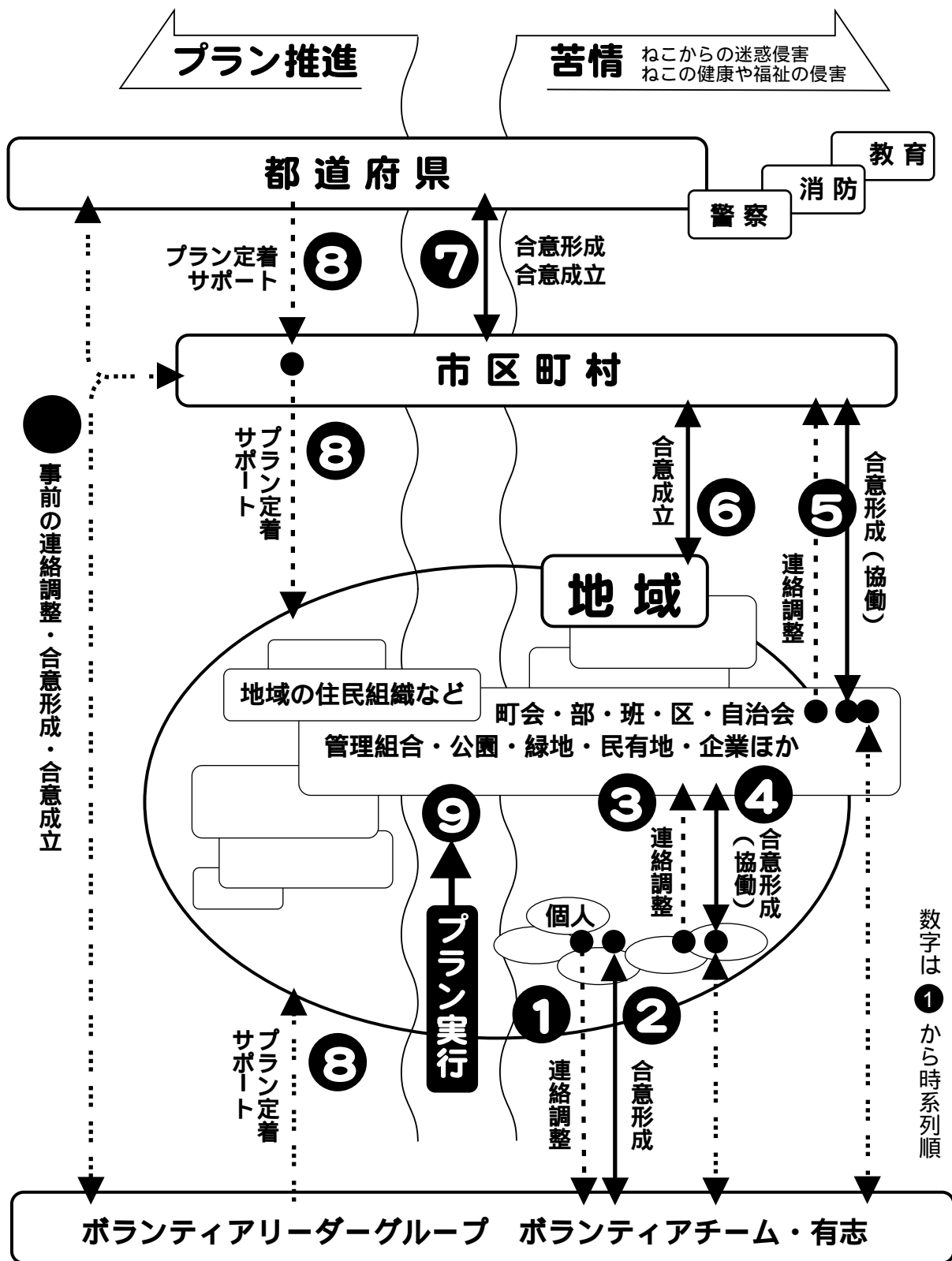
地域ねこの欠点は、「明日から直ぐに全面解決はしな  
い。」です。時間はかかりますが、ひとつひとつの野良  
ねこ迷惑対策を着実に進めます。

# 地域ねこプランの役割分担図 -1-

市民も行政も同じ目的を目指す「地域ねこプラン協働プログラム」役割分担と進め方

**連絡調整** お話し合い    **合意形成** 同じ目的を目指す    **合意成立** 地域ねこプランに進む  
**プラン実行** 地域ねこプランを行う    **プラン定着・サポート** 地域ねこプランを根付かせる

役割分担図の解説は次頁へ



# 「地域ねこプランの役割分担図」について -2-

地域住民と行政とボランティアの協働活動を根付かせるために...

## 地域ねこプランのおおむねのプロセス

( ) 都道府県や市区町村などとは、前もって情報交換や連絡調整をしながら合意形成に努めます。

1. 2. 主に地域の個人住民などから、ねこが原因の迷惑苦情か、捨てねこ違反や殺傷犯罪など、ねこの健康や福祉の損なわれることを防ぐ課題が提案されます。

地域ねこプランの役割や進め方について、ペーパー資料を利用して理解や合意を築き、用具などを用いて技術や知識を深めます。

3. 4. 住民などが、地域住民組織などと連絡調整の話し合いをします。「住民組織など」とは、人々から成ることで、大きさや形態を区別しません。数軒の住宅、公園、企業管理地などやそのほかも含みます。

住民組織などとの合意形成を、ボランティア有志がサポートします。

地域で同じ目的を目指すために、住民などが主体となって、説明会や相談会などで話し合い、ペーパー資料の配布などでお知らせし、理解を深めます。

5. 6. 住民組織などと合意形成を目指す活動を、市区町村の愛護動物所管に報告し、地域行政に合意と協力を求めます。簡潔明瞭な事実経過や結果の報告です。

地域住民から提案される「地域環境保全貢献行動」の位置付けで、要望・請願・嘆願・意見書などとは異なります。

多くの場合は、この時点で既に有志のTNRプログラムが行われています。( T=トラップ/保護、捕獲・N=ニュートナー/不妊去勢手術・R=リターン/返還)

個人行動のTNRでも、簡単な経過報告書を地域の行政官に提出します。

地域内のペットの飼い主や、動物を取扱う人への適切な普及啓発と、警察管轄の動物遺棄や殺傷犯罪の抑止計画は格別に大切です。行政力が不可欠です。消防がアニマルレスキューなどで、教育機関が知識学習や災害対策等施設利用ほかで関係するため、行政機関相互の情報交換を促します。

市区町村と合意形成している場合や、成立した際には、住民組織などとの合意作りを、市区町村と地域の有志やボランティアが協働で進めます。説明会・相談会・パネル展などや地域ミーティングが行われます。

7. 8. 愛護動物措置の所管の一部が市区町村に限らず、都道府県に置かれている事もあります。

地域の住民組織などと、ボランティア有志との協働プログラムの成立した市区町村が、都道府県に支援を求めます。

市区町村と都道府県は、住民組織などとの協働プランを根付かせるため、サポートをします。

ボランティア有志は、随時連絡調整ほかのサポートを続けます。

9. サポートをうけた住民組織などが、地域ねこプランを実行し、根付かせます。